

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社ANX
許可番号 派 20-300352

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されま

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、当社の利益以外に法定福利費、その他経費（労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、光熱費等）なども含まれております。

令和 8 年 6 月 17 日作成
対象期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

本社

〒386-1211 長野県上田市下之郷 813 番地 11

令和 8 年 6 月 1 日付け 派遣労働者の数	0 人
令和 7 年度 派遣先事業所数	0 社
令和 7 年度 派遣料金の平均額	0 円/8 時間あたり 全業務平均
令和 7 年度 派遣労働者の賃金の平均額	0 円/8 時間あたり 全業務平均
マージン率	0.00%
教育訓練の内容	新入社員教育、職能別研修としてのレビュー技法、階層別研修としての品質会計・プロジェクトマネジメント研修、セキュリティ研修 等の教育訓練を有給・無償にて実施します。
その他参考事項	労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練を除く教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則が準用されます。
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	無
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社 (0268-37-1500)

東京支社

〒108-0023 東京都港区芝浦2丁目4番1号 インフォサイエンスビル5階

令和8年6月1日付け 派遣労働者の数	4人
令和7年度 派遣先事業所数	2社
令和7年度 派遣料金の平均額	46,280円/8時間あたり 全業務平均
令和7年度 派遣労働者の賃金の平均額	23,108円/8時間あたり 全業務平均
マージン率	50.1%
教育訓練の内容	新入社員教育、職能別研修としてのレビュー技法、階層別研修としての品質会計・プロジェクトマネジメント研修、セキュリティ研修 等の教育訓練を有給・無償にて実施します。
その他参考事項	労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練を除く教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則が準用されます。
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	派遣先でシステムコンサルタント・設計及びソフトウェア作成の業務に従事する従業員
労使協定の有効期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
キャリアコンサルティングの相談窓口 連絡先	東京支社 (03-5442-8168)

以上